

平成18年10月19日
警 察 庁
企 画 分 析 課

犯罪収益流通防止法案（仮称）の検討状況について
（弁護士規定関係）

「犯罪収益流通防止法案（仮称）」については、6月に概要を公表したが、その後次期通常国会への提出を目指し法文化の作業を進めているところである。

法案は、本人確認、疑わしい取引の届出等の義務を従来の金融機関から不動産業者等の業種にも拡大することを内容とするものである。その中で、新規の対象業種として予定されている弁護士については、これまで日本弁護士連合会（日弁連）を中心に反対意見が表明されたことなどを踏まえ、法案にどのように位置付けるべきか、これまで関係省庁、日弁連等との意見交換を進めてきた。

当方では法務省とともに、守秘義務及び弁護士自治等に関してこれまで示されてきた懸念を踏まえ、この度、同法案における弁護士の位置付けとして別添のとおり考え方をまとめ、同会に提案し検討を依頼したところである。

犯罪収益流通防止法案（仮称）における弁護士等の位置付けについて

1 法律・会計専門家一般について

- (1) 法律・会計専門家は、F A T F 勧告の趣旨に従って本人確認、取引記録の保存及び疑わしい取引の届出の措置を講ずる責務を有することとする。(具体的な内容については検討中。以下についても同様。)
- (2) 現在法律の規定により法律・会計専門家に課されている守秘義務の範囲は、本法の疑わしい取引の届出に関する規定により変更されるものではない。

2 弁護士について

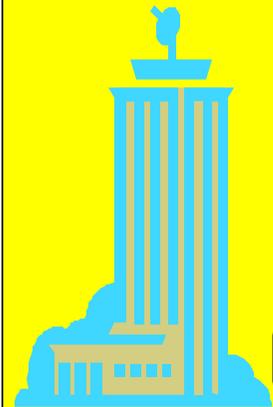
- (1) 弁護士が講ずべき1(1)の措置の内容については、他の法律・会計専門家の例に準じて日本弁護士連合会の会則により定めることとする。
- (2) 弁護士による疑わしい取引の届出は、日本弁護士連合会に対し行うこととする。
- (3) 政府と日本弁護士連合会とは、犯罪収益等の流通の防止に関し相互に協力しなければならないこととする。
- (4) 弁護士が講ずべき措置に関し、行政庁による監督は行わない。

弁護士に関する制度（「自治」、「守秘義務」の尊重）

弁護士自治を尊重し、会則に委任

国による監督はなし

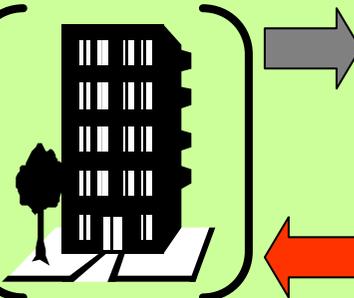
監督



FIU

通知

日弁連



弁護士会



弁護士

日弁連への届出

諸外国に例をみない
弁護士自治スキーム

・諸外国では国による
監督が通例
・会則委任の例も、
見受けられない

守秘義務の尊重

・守秘義務等について日弁連が判断の上、
FIUに通知

届出ルールは会則で定める

・単なる法律相談等は対象外

FATF勧告を満たし、日弁連の懸念にも応えられる着地点に

諸外国における弁護士の位置付けとの比較

	犯罪収益流通防止法案 (仮称)	諸外国 () (英・伊・仏・独)
本人確認 記録保存、 疑わしい取引の届出 に関する規定	日弁連の会則 により規定	法令に規定
疑わしい取引の 届出先	日弁連	FU (英・伊)
FIUへの通知	日弁連は、守秘義務等について 判断した上でFIUに通知	弁護士会 会長 (仏)
監督上の措置	日弁連・弁護士会による 監督	弁護士会 (独)
		マネロン嫌疑が ないと考える 場合を除き FIUに通知
		意見を付して 捜査機関・FIU に通知
		罰金又は禁固刑 (英) 行政罰 (伊、独) 監督官庁による行政処分 (仏)

平成18年9月までの調査結果による。